明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一〇七）　一
〔告　示〕
○周波数割当計画を定める件（総務四七一）　三
〔官庁報告〕
国家試験
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一七六
水先人試験の施行（同）　一七七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七八
特殊法人等
弁理士登録、型式部材等製造者の認証関係　二〇二
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二〇三
会社その他
会社決算公告　二〇三

省　令

○総務省令第百七号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十九条、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十二条の二及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十八条の規定に基づき、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

総務大臣　樽床　伸二

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第一条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「受贈財産評価額」の下に「（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）」を加える。

第十五条第一項中「場合にあつては、」を「場合にあつては」に、「帳簿価額に、」を「帳簿価額に」に、「「第四項」を「この項及び第四項」に改め、「「法定耐用年数」という。）」の下に「（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。）」を加える。

第十六条第一項中「耐用年数」の下に「（第八条第五項の規定により当該無形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、当該耐用年数から当該無形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。）」を加える。

第十七条第二項中「別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と」の下に「、「金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。」とあるのは「金額とする。」と」を加える。

第四十条第二項中「企業管理規程」の下に「（企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもの）」を加える。

第五十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主」を「リース借主」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一　ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主（次号において「リース借主」という。）が法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業であるとき

別表第一号費用の部「1　水道事業又は工業用水道事業」の表中「手　当」を「賞与引当金繰入額」に、「修繕費」を「修繕引当金繰入額」に、「特別修繕引当金繰入額」を「賞与引当金繰入額」に改め、「報償費」を削り、「報償金」、「広報費」、「食糧費」、「厚生費」、「保険料」に改める。